

## 旧優生保護法補償金等支給に係る認定状況等について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（令和7年1月17日施行。以下「新法」という。）に基づく補償金等について、下記のとおり新たに1件の認定（人工妊娠中絶一時金について本県で初めての認定）がありました。

少子化対策課内には、

「旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口（専用電話 TEL 029-301-3270）」を設置しておりますので、周知について、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## ○新法に基づく本県の認定状況（令和8年2月末現在）

- ・優生手術等補償金認定計： 47件

（内訳）

被害者本人	(1,500万円) :	37件
被害者本人の遺族	(1,500万円) :	4件
配偶者	(500万円) :	2件
配偶者の遺族	(500万円) :	4件
計		47件

※被害者本人は、いずれも新法施行前に優生手術等一時金が認定された方

- ・人工妊娠中絶一時金認定計： 1件（新規認定 1件）

（内訳）

被害者本人 (200万円) : 1件 ※新規認定分 1件

※人工妊娠中絶一時金は、存命の本人のみが対象

<参考（県経由）>

- ・申請件数： 53件
- ・審査中： 5件
- ・相談件数： 87件
- ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（旧法）に基づく一時金申請に係る認定件数： 48件

## ○全国の状況（こども家庭庁HP）

- ・ <https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>

## 【問合せ先】

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 川亦、藤井

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264